
規 則

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第12号

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和40年高知県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「別表に定める基準により、」を削り、「扶養義務者」を「扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。別表において同じ。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該精神障害者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合は、所管の福祉保健所長又は福祉事務所長の証明により、入院に要する費用の徴収を行わないものとする。

第10条に次の1項を加える。

- 3 入院に要する費用の徴収額は、別表に定めるところにより月額によって決定するものとする。ただし、入院に要する費用を負担すべき者について、災害等により所得の著しい減少又は支出の著しい増加があった場合は、当該徴収額を減額し、又は入院に要する費用の徴収を免除することができる。
別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

入院させた精神障害者等の所得割の額の合算額	入院に要する費用の徴収額（月額）
564,000円以下	0円
564,001円以上	2万円。ただし、入院に要した費用の額又は入院に要した費用の額から他の法律により給付を受けることができる額（法第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の額をいう。）を控除して得た額が2万円に満たない場合にあっては、当該額

- 備考 1 この表において「入院させた精神障害者等の所得割の額の合算額」とは、入院させた精神障害者並びにその配偶者及び当該精神障害者と生計を一にする扶養義務者について、当該入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の所得割（同法第292条第1項第2号に掲げる所得割をいい、同法第328条の規定により課される所得割を除く。）の額（当該額の算定方法については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成7年6月16日付け厚生省発健医第189号厚生事務次官通知）別紙第1の2に定めるところによるものとする。）を合算した額をいう。
- 2 入院させた精神障害者が月の途中で入院を開始し、又は終了した場合においては、この表の規定による当該月の入院に要する費用の徴収額の決定に当たっては、日割計算をするものとし、同表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額に入院していた期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、令和元年6月1日から適用する。

規 則

- ◎ 高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則